

税の納め忘れはありませんか？

町では、皆さまから納めていただく税金などを大切な財源として、福祉・教育をはじめとする日常生活を支える身近な行政サービスを行っています。

税金を納め忘れると「滞納」となり、納期限までに納付していただいている人との公平性を保つため、督促手数料や延滞金を加算して納めていただくことになります。また、未収金が増加すると町財政が圧迫され、より良い行政サービスをお届けすることが困難になります。

納期限を過ぎても納めていない町税がある人は、早めに納付するようお願いします。

※納期限は各納期月の末日(12月のみ26日)です。ただし、金融機関の休業日にあたるときは、翌営業日になります。

■税金を滞納したままにすると・・・

【督促手数料や延滞金について】

法律の定めによって、納期限から20日以内に督促状が発送され、督促手数料100円が加算されます。また、納期限の翌日からは、滞納する本税が完納するまでの間延滞金が増加され、納付が遅れるほど増額します。

(例) 令和3年度固定資産税1期50,000円(納付期限令和3年5月31日)を滞納した場合

6月18日に督促状を発送 本税50,000円+督促手数料100円 合計50,100円

10月31日に納付する場合 本税50,000円+督促手数料100円+延滞金1,500円 合計51,600円

12月31日に納付する場合 本税50,000円+督促手数料100円+延滞金2,300円 合計52,400円

督促手数料や延滞金を余分に納めることになります！

【滞納処分について】

督促状を発送した日から起算して、10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法の規定により、差し押えなど強制徴収による滞納処分を行わなければなりません。



- ・ご自宅の訪問や電話、文書による催告を行います。
- ・勤務先(取引先)に連絡し、収入の調査をします。
- ・生命保険や預貯金、その他財産の調査をします。
- ・予告なく差し押えを行う場合もあります。
- ・ご自宅の搜索を行い、財産をその場で差し押えます。
- ・差し押えた財産は、完納されるまでお返してきません。



■納付が困難なときは・・・

災害、病気や失業、事業の休廃業により収入が著しく減少したなど、一時的に納期限までに納付が困難となるやむを得ない理由がある人は、必ず税務課にご相談ください。

やむを得ない事情で一時的に納付期限内が困難な場合でも、納付相談のないまま滞納の状態が続くと財産差し押えなど滞納処分の対象となります。

☎税務課 徴収推進室 ☎32-5091

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

国民年金保険料の納付方法は口座振替や納付書での支払い、クレジットカードでの納付などがあり、割引の制度もあります。

通常、毎月の年金保険料の納付期限は翌月末になっています。納付期限を過ぎた納付書であっても、納付期限から2年後までは使用可能であるため納付することはできます。しかし、納付が遅れると、障害基礎・遺族基礎年金を受給しようとしたときに受け取れない場合がありますので必ず納付期限までに納めましょう。

また、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された納期限までに納付がない場合は、延滞金が課せられます。

国民年金保険料の納付が困難な場合は、納付免除・猶予される制度がありますので、住民環境課へご相談いただきますようお願いいたします。

☎大垣年金事務所 ☎78-5166
住民環境課 ☎32-1104